

門真市上下水道事業 障がい者活躍推進計画

令和 2 年 3 月

門真市上下水道事業管理者

1 門真市上下水道事業障がい者活躍推進計画について

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、門真市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が実施する障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画です。

(2) 計画の対象者

この計画の対象となる職員は、管理者が任命する職員とします。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

2 門真市上下水道事業における障がい者雇用に関する課題について

門真市上下水道事業においては、単独での職員採用は実施しておらず、人事異動・人事交流についても、門真市全体で一体的に実施しています。上下水道事業における令和元年6月1日現在の障がい者の雇用率は3.92%となっています。

門真市上下水道事業は、法第42条第1項の規定に基づく地方公共団体の特例認定を受けており、障がい者である職員の任免状況については、門真市（市長部局）と一体的に通報しています。

門真市全体においては、令和元年6月1日現在の障がい者の雇用率は3.02%であり、法定雇用率の2.5%を達成している状況にあり、令和3年4月より前に0.1%の引き上げが行われることを考慮しても法定雇用率は達成している状況にあります。

今後、令和5年4月1日までに法定雇用率の見直しを検討することとされていることも踏まえ、門真市全体における動きに合わせ、引き続き障がいのある職員の定着に向け対応していく必要があります。

3 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標について

(1) 採用に関する目標（地方公共団体の特例認定による門真市との合算）

【実雇用率】

令和6年6月1日時点で2.6%以上

※参考 門真市全体での令和元年6月1日時点の実雇用率：3.02%

評価方法：毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。

4 実施しようとする障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容について

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備について

① 組織面

- ・ 障害者雇用推進者として経営総務課長を選任（令和元年9月6日に選任済）
- ・ 障害者職業生活相談員については、令和2年3月現在選任していないが、「②人材面」において記述の障害者職業生活相談員資格認定講習に参加しつつ、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内インフォメーション等により周知する。

② 人材面

- ・ 全職員を対象に、障害者職業生活相談員資格認定講習に参加する。
- ・ 年に2回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は大阪労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加する（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）
- ・ 業務における障がいによる支障などを人事評価面談等の機会を活用して把握するよう周知を行う。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出について

障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理について

- ###### ① 相談窓口の周知を行い、相談窓口へ相談しやすい環境を整備していくほか、
- 年度当初や障がい者週間にあわせて合理的配慮を必要としている職員等の把握・確認を行い、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

- ###### ② 募集・採用に当たっては、門真市全体で適正に実施し、以下の取扱いを行わない。

- ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

5 周知及び公表について

本計画の策定又は改定を行った計画は、庁内インフォメーションへの掲載等により、管理者が任免する全ての職員に対して周知するとともに、本市のホームページに掲載により公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知及び公表を行います。